別紙４

消費税及び地方消費税の改正に伴う債務負担行為に係る契約の特則の附則

第１　令和元年10月１日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を発注者が受理した前金払については、債務負担行為に係る契約の特則（以下「特則」という。）第２条の規定にかかわらず、当初の契約において取り交わした岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「令和元年度末」と、「請負代金額の」とあるのは「令和元年度の出来高予定額（当該出来高予定額のうち消費税及び地方消費税の税率の合計を10％で算出する部分については当該分の請負代金額に110分の２を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額が」とあるのは「令和元年度の出来高予定額が」と、第35条中「請負代金額」とあるのは「令和元年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

第２　前条の場合において、令和元年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、特則第２条第２項中「前項」とあるのは「消費税及び地方消費税の改正に伴う債務負担に係る契約の特則の附則第１」として同上を適用する。

第３　施行日の前日までに請求を発注者が受理した部分払金の額の算定については、特則第３条第２項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額（令和元年度における請負代金相当額のうち消費税及び地方消費税の税率の合計を10％で算出する部分については当該分の請負代金額に110分の２を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。

第４　別記第25条第１項の規定による請求があった場合においては、同条第２項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。